

3 子どもに関する課題とは何ですか

言うまでもなく、子どもに対しても大人と同様に基本的人権が保障されています。子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、「教育基本法」、「児童福祉法」や「児童憲章」などにおいてその基本原理や理念が示され、また、国際的にも「**児童の権利に関する条約**」等において権利保障の基準が明らかにされています。

しかし、子どもは大人に比べ人権を侵害されやすいため、社会的に保護され、守られなければなりません。ところが、子どもを取り巻く状況には、いじめ、体罰、児童虐待などの問題があることから、国民一人一人がより一層子どもの人権について正しく理解し、行動することが必要です。

「**いじめ**」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）のことで、教職員には、「いじめは絶対に許されない」との強い認識に立った対応が、特に強く求められています。「いじめ」の原因や背景については、核家族化や少子化による子どもの対人関係の経験不足、耐性の欠如や自己中心的言動傾向の増大、地域社会の正義感や連帯感の希薄化、家庭や地域社会における子育て機能の低下、他人の誤った行動に対する傍観者的態度をとりがちな傾向等が指摘されています。その根底には、他人の人権に対する人権意識の希薄さがあり、この問題を解決するためには、学校（園・所）はもとより社会全体の意識改革が必要です。

学校での体罰については、「学校教育法」第11条で禁止されていますが、体罰による人権侵害事件は依然として憂慮すべき状況にあります。また、学校だけでなく地域のスポーツクラブ等での行き過ぎた指導で、子どもたちが傷つけられる事例も見受けられます。実際に起こった体罰事件の中には、児童生徒の指導が目的とほいうものの一時的な感情からなされたものや、教育目的からなされたものかどうか疑問のあるものも多く見受けられます。体罰は絶対に許されないということを、教職員はもちろんのこと、すべての人が認識する必要があります。

児童虐待とは、保護者が、その監護する子どもの体や心を傷つけることをいい、子どもの心身に重大な影響を与える最も深刻な人権侵害です。虐待には、殴る・蹴るなどの身体的虐待だけでなく、悪口を言う、無視する、兄弟姉妹と比較するといった心理的虐待や、食事・入浴・着替えなどの身のまわりの世話を放棄する、乳幼児を家や車内に放置して外出するといった保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、性的虐待等があります。近年、子どもに対して保護者がせっかんしたり暴行を加えたりして虐待し、中には死にまで至らしめるという痛ましい事件が増加傾向にあります。2020(令和2)年4月に「児童福祉法」、「児童虐待防止法」が改正され、体罰禁止が法定化されました。児童虐待は、主として家庭内で起こるため表面化しにくく、また、その対応も概して困難な場合が多いのですが、体罰によらない子育てを推進するために教職員の果たす役割(**早期発見と通告の義務**)は重大です。

これらの問題以外にも、最近では、国内外での児童買春やインターネット上における児童ポルノの氾濫など、子どもの商業的性的搾取の問題が起っています。我が国においても、1999(平成11)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が施行されるなど、社会の関心も高まっています。さらには、貧困家庭の増加に伴い、朝食を食べられずに登校する子どもや、十分な学習の機会が与えられない低学力の子どもなどの問題（**子どもの貧困**）が表面化しています。

子どもの人権に関して、家庭や地域社会における子育てや学校教育のあり方を見直すとともに、大人社会における利己的な風潮や、金銭などの物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことも必要です。

そのような中、我が国では2023(令和5)年4月に「**こども基本法**」が施行され、香川県では2026(令和8)年3月に「香川県こども計画」を策定しました。

温かい言葉や態度によって励まされ、やる気を起こす子どもがいる一方で、何気ない言葉や態度によって傷ついてしまう子どももいます。周囲の大人の言葉や態度が場合によっては「暴力」にも等しいものになることがあります。子どもが、自分は認められている、信頼されていると感じることのできるような対応が必要です。教職員をはじめとする大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

教職員として私たちは、まず自らの人権感覚を高め、子どもの人権について深い認識を持つ必要があります。そして、一人一人の人権を大切にされた教育を実践し、その中で幼児児童生徒の人権意識を培うことができるよう、自他の権利を大切にすることや、社会の中で果たすべき義務や責任についての指導に努めることが必要です。

そして、あらゆる教育活動が幼児児童生徒の人権を尊重したものになっているか、また、幼児児童生徒の人権意識を高めるものになっているかを、見直していくことが重要です。子どもの人権を尊重することは学校教育の基礎となるものであり、子どもたちが安心して学ぶことのできる学校（園・所）づくりが求められています。

年 代	主 な で き ご と
1947(昭和22)	〔国〕「教育基本法」施行
1948(昭和23)	〔国〕「児童福祉法」施行
1994(平成6)	〔国〕「児童の権利に関する条約」批准
1999(平成11)	〔国〕「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行
2000(平成12)	〔国〕「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行
2001(平成13)	〔県〕「新香川県子育て支援計画(かがわエンゼルプラン21)」策定 〔県〕「かがわ児童虐待防止アクション・プラン」
2002(平成14)	〔県〕「かがわ青少年育成ビジョン」 〔国〕「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」署名
2006(平成18)	〔国〕「教育基本法」改正
2013(平成25)	〔国〕「いじめ防止対策推進法」施行
2014(平成26)	〔国〕「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
2023(令和5)	〔国〕「こども基本法」施行
2026(令和8)	〔県〕「香川県こども計画」策定

※関連する法律等については、用語解説編「23 こども基本法等」参照 (令和8年4月追加資料)

※下線部分は、令和3年度配付版から追記・修正した内容です。

9 インターネットによる人権侵害に関する課題とは何ですか

インターネットは、近年、ホームページやブログの閲覧、ソーシャルメディアの利用、オンラインゲーム、インターネットショッピング、電子メールの送受信等、利用方法が多様化し、多くの人にとって身近なものになっています。

一方で、「誰でも簡単に書き込みができる（加害の容易性）」、「匿名での書き込みが可能（匿名性）」、「世界中から閲覧が可能（被害の拡散性）」、「情報発信者が特定しにくい（被害回復の困難性）」等の特徴により、インターネット上での人権侵害は後を絶ちません（下表参照）。その人権侵害には、「差別・偏見の書き込み」、「他人の名誉を傷つける書き込み」、「個人写真動画の掲載」、「悪口やSNSでの仲間外し」等があり、子どもたちにとっても身近なものになっています。

近年は、ヘイトスピーチ（特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動）や同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みも見られるようになりました。児童ポルノの問題も発生しており、インターネット上にいったん流出した画像を回収することが極めて困難であるため、被害を受けた児童生徒が長く苦しむという重大な人権侵害に発展しています。

国においては、以前は情報の掲示・削除等についてのプロバイダの責任が明らかでなく、プライバシーの保護に抵触するという理由から発信者情報の開示も認められていませんでしたが、2001(平成13)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（「プロバイダ責任制限法」）が公布され、プロバイダの責任が明確にされ、発信者情報の開示請求の権利も認められました。「プロバイダ責任制限法」は2022(令和4)年に改正され、被害者救済の円滑化や開示請求を行うことができる範囲が見直されました。さらに、2024(令和6)年には名称変更を含む改正法が成立し、2025(令和7)年4月1日、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（「情報流通プラットフォーム対処法」）が施行されました。

子どもたちを被害者にも加害者にもしないために、学校（園・所）では、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深めるための指導が必要です。インターネットの向こう側にも人間がいることを十分に理解させ、相手の人権を尊重することを忘れずに、配慮しながらインターネットを利用することを伝えていかなければなりません。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
インターネット上の違法・有害情報に関する相談件数	5,198	<u>5,407</u>	<u>6,329</u>	<u>5,745</u>	<u>6,463</u>	<u>6,403</u>

(総務省 違法・有害情報相談センターにおける相談件数)

※ 関連する法律等については、用語解説編「24 情報流通プラットフォーム対処法」参照

(令和8年4月追加資料)

※下線部分は、令和3年度配付版から追記・修正した内容です。

10 LGBT等に関する課題とは何ですか

LGBTとは、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（からだの性とこころの性に違和感がある人）の頭文字をとった総称です。これらの人々を性的少数者とかセクシュアル・マイノリティと呼ぶこともあります。また、このLGBTのあとにQ（クエスチョニング：性自認（こころの性）や性的指向（好きになる性）が決まっていない人）などをさらに加えて「LGBTQ」や「LGBT等」と表現される場合もあります。

こうした多様な性への理解を社会全体で深めるため、2023（令和5）年6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（「理解増進法」）が施行されました。この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進し、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現をめざすものです。

文部科学省が2014（平成26）年に行った「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」では、全国で606人の児童生徒が学校に悩みを相談したという結果が公表され、児童生徒の中にもLGBT等に関する悩みや困りごとを抱えている者が存在することが分かりました。

学校における支援が必要な場面としては、**制服、トイレ、体育の授業、着替え、呼称、身体計測、修学旅行**などが考えられます。また、自分の「からだの性」に対する違和感は、体の成長につれて強まる場合もあるようです。第二次性徴の発現により、自分がそうありたいと願う体からどんどん離れていくからです。

2016（平成28）年4月に文部科学省から「**性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）**」が出されました。まずは、教職員自身が「性的少数者」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、児童生徒から相談を受けた際には、悩みや不安に寄り添う姿勢を示すことが重要です。そして、当事者の意思を尊重しながら、教職員・保護者・医療関係者が連携して対応することが求められます。その際、当事者や保護者のプライバシーに十分配慮しながら支援に当たるとともに、当事者から知り得た情報を本人の意に添わない形で公表するアウティングが起こらないように、十分に注意しなくてはなりません。

本県では、2020（令和2）年度の県立中学校、公立高等学校及び県立特別支援学校の入学者選抜から、入学願書の性別欄を削除しました。LGBT等の当事者への配慮は少しずつ広がりを見せていますが、まだ学校には、ありのままの自分を表現できずに苦しんでいる児童生徒がいるはずで、時にその苦しみにより、児童生徒によっては不登校や自傷行為に陥るケースもあります。児童生徒の状況を正しく把握し、すべての児童生徒が安心して活動できる学校をつくっていくことが大切です。

※ 関連する法律等については、用語解説編「25 性的少数者に関する法律等」参照

(令和8年4月追加資料)

※下線部分は、令和3年度配付版から追記・修正した内容です。

23 こども基本法等

○ こども基本法

我が国は、1994（平成6）年に「児童の権利に関する条約」を批准しました。そして、この条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ強力に推進していくことを目的とした「**こども基本法**」が2023（令和5）年4月に施行されました。

大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすることや、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすることなどのこどもや若者に関する取組を「**こども施策**」といいます。

同法には「こども施策」にかかる、以下の6つの基本理念が定められました。（第3条）

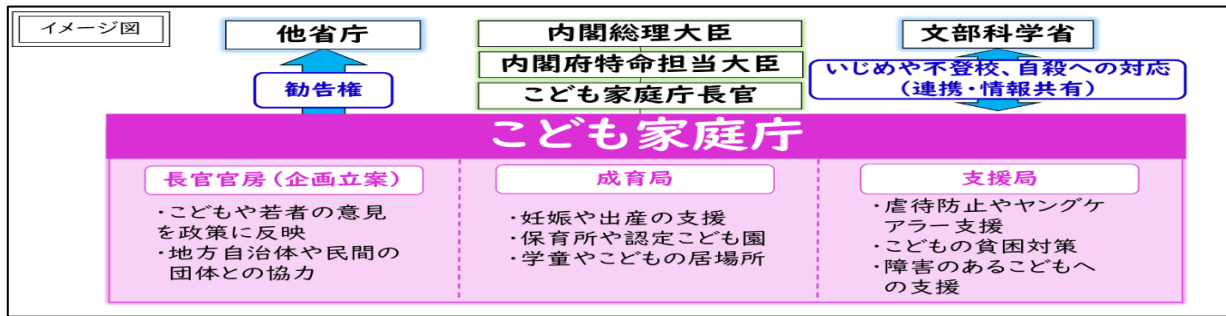
- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

○ こども家庭庁設置法

「**こども家庭庁設置法**」は、2023（令和5）年4月に施行されました。

こども家庭庁は国や社会のかたちを「こどもまんなか」へと変えていくための機関で、長官官房（全体を取りまとめる）、成育局（すべてのこどもたちをサポート）、支援局（特に支援が必要なこどもをサポート）の3つからできています。これまで、こどもに関する仕事は、政府のいろいろな省や庁が別々に行ってききましたが、こども家庭庁が政府の中のこども政策全体のリーダーになっています。



○ ヤングケアラー

2024(令和6)年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に**ヤングケアラー**と明記しました。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



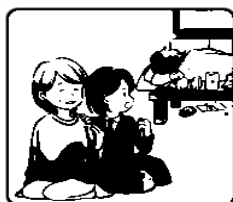
目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



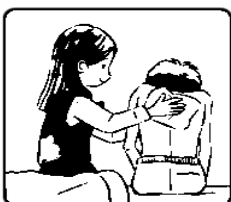
障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(こども家庭庁HPより)

○ こども性暴力防止法

教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、2024(令和6)年6月「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(「こども性暴力防止法」)が成立しました。この法律で定められている、「日頃からこどもを性暴力から守る環境づくりを進めること」、「こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認すること」、「性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにすること」などの取組は、2026(令和8)年12月25日に施行されます。

24 情報流通プラットフォーム対処法

2002 (平成4) 年「プロバイダ責任制限法」施行

- ・被害者・加害者へのプロバイダの責任の明確化
- ・発信者情報開示



2022 (令和4) 年「プロバイダ責任制限法」改正

- ・新たな裁判手続き（非公判手続き）新設による被害者救済の円滑化
- ・開示請求を行うことができる範囲の見直し



2024 (令和6) 年「プロバイダ責任制限法」改正法成立

「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」とは…



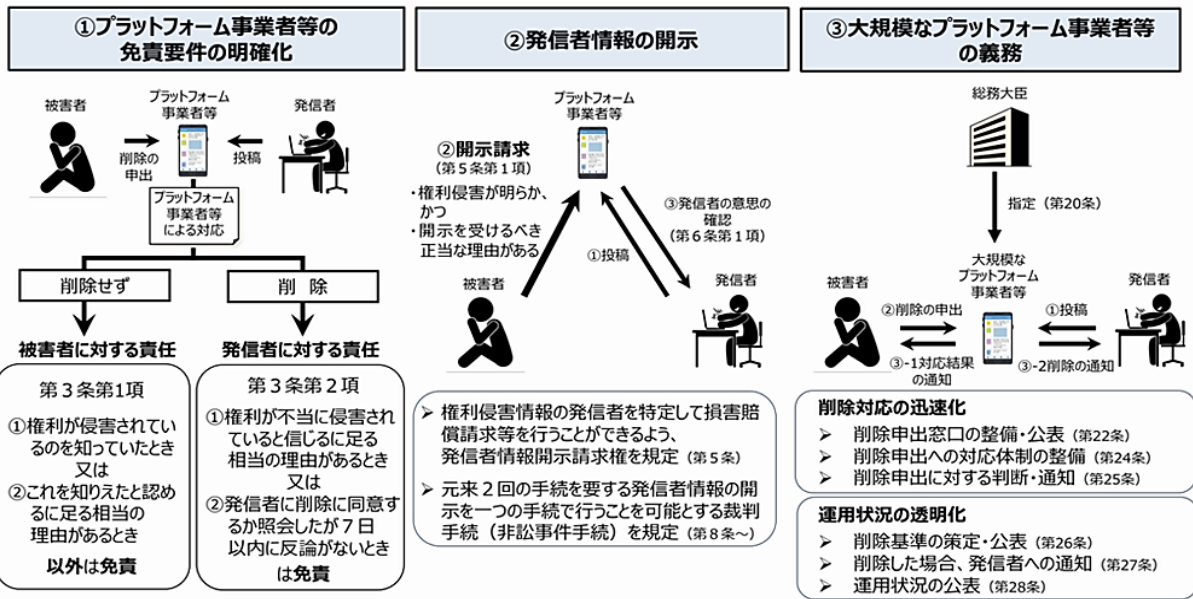
(総務省 HP より)

特定電気通信による情報の流通（SNS、掲示板の書き込み等）によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者、プロバイダ、サーバの管理・運営者等。以下「プラットフォーム事業者等」といいます。）の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プラットフォーム事業者等に対する発信者情報の開示を請求する権利、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続きについて定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続きの迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者（以下「大規模プラットフォーム事業者」といいます。）の義務を定めた法律です。

情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、**「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ**、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための法制度を整備するもの。



25 性的少数者に関する法律等

児童生徒の性的指向やジェンダーアイデンティティを含む性の在り方は多様であり、学校においては、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりが求められます。教職員は、性の多様性に関する理解を深め、児童生徒の人権に十分配慮しながら、一人一人の状況に応じた対応を行うことが重要です。

○ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）（2023（令和5）年6月施行）

この法律の第2条では、「性的指向」を「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」、「ジェンダーアイデンティティ」を「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義しています。

第10条では、「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるもの」とされています。

また、第12条では、「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定する」とされています。

○ 香川県パートナーシップ制度（2023（令和5）年10月施行）

この制度は、香川県が性的少数者の人権尊重の観点から、性的少数者への県民の一層の理解増進と、多様性に寛容な社会の実現に寄与することを目的として定めたものです。

県内市町からパートナーシップ宣誓、ファミリーシップ宣誓の証明の交付を受けた者について、県の施策においてそれぞれ婚姻関係、家族に相当するものとして取り扱うなどの合理的配慮に努めるとともに、県は、基礎自治体優先の原則に立ちつつ、市町間の連絡調整に努めたり、民間事業者等の自主性を尊重しつつ、その働く場での性的少数者への配慮等について民間事業者等に対する普及啓発等に努めたりするものです。

香川における同和教育・人権教育のあゆみ

令和8年3月現在

年代	香川の動き		全国の動き等	
	月日	主なできごと	月日	主なできごと
1946(昭21)			10. 9	男女共学実施について指示
1948(昭23)	4. 1 -. -	香川県立盲学校・聾唖学校、香川県立盲学校及び香川県立聾学校に分離独立 香川県中央児童相談所開設		
1949(昭24)	4. 1	香川郡附打村立弦打小学校に県内初の障害児学級設置		
1952(昭27)	3. 16	香川県立宇多津学園(知的障害児施設)設置		
1953(昭28)	-. -	香川県立亀山学園(児童養護施設)設置	5. 6	全国同和教育研究協議会総会開催
1954(昭29)			11. 1	四国地方同和教育研究協議会結成
1958(昭33)	11. 1	香川県立ひかり整肢学園設置		
1959(昭34)	4. -	同和教育指定校(文部省)を1校指定	4. -	文部省、同和教育研究指定校予算計上
1960(昭35)			8. 13	「同和对策審議会設置法」公布
1961(昭36)	1. 21 11. 16	香川県同和教育研究協議会発足 香川県立養護学校開校		
1962(昭37)			3. 31	「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」公布
1963(昭38)	4. -	同和地区生徒の就学奨励費補助事業開始	12. 21	「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」公布
1965(昭40)			8. 11	「同和对策審議会答申」
1969(昭44)			7. 10	「同和对策事業特別措置法」公布
1970(昭45)			5. 21	「心身障害者対策基本法」公布
1972(昭47)			4. -	中学校社会科教科書に初めて同和問題に関する記載
1973(昭48)			-. -	全国高等学校統一用紙制定
1974(昭49)	4. 1	香川県立普通寺養護学校開校	4. -	小学校社会科教科書に初めて同和問題に関する記載
1975(昭50)	4. 1 10. 24	香川大学教育学部附属養護学校開校 「香川県同和教育基本方針」策定		
1977(昭52)	4. 12	香川県立香川東部養護学校開校		
1979(昭54)	4. 1 4. - 4. 1 4. 1	香川県同和对策本部設置 香川県教育委員会同和教育課設置 香川県立香川西部養護学校開校 香川県立養護学校が香川県立香川中部養護学校、香川県立高松養護学校に分離独立		
1981(昭56)	5. 10	第1回サンサン祭り開催		
1982(昭57)			3. 31	「地域改善対策特別措置法」公布
1983(昭58)	8. 18	第1回社会同和教育指導者養成講座開催		
1985(昭60)	4. 1	香川県立香川丸亀養護学校開校		
1986(昭61)	-. -	いじめ電話相談室開設	2. 4	「公立学校における帰国子女在籍状況等に関する調査結果」発表
1987(昭62)			3. 31	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)公布
1989(平成)	-. -	中学校で技術・家庭科の男女共修開始		
1990(平2)	11. - -. -	同和教育推進の指針・同和教育実践上の努力事項作成 かかわり長寿大学開校		
1993(平5)			12. 3	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正
1995(平7)	4. 1	香川県同和教育進路促進委員会設置		
1996(平8)	3. 26 7. -	「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」制定 香川県教育委員会同和教育推進本部設置	10. 9 12. 26	小学校用エイズ教育ポスター作成・配布 「人権擁護施策推進法」公布
1997(平9)			5. 14 7. 4	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」公布 「人権教育のための国連10年」国内行動計画策定
1998(平10)	11. 20	人権教育啓発映画「旅立ちの夏」完成		
1999(平11)	3. 19 3. - 11. 27	「香川県個人情報保護条例」制定 「人権教育のための国連10年」香川県行動計画策定 第51回全国人権・同和教育研究大会香川県大会開催		
2000(平12)	2. 1 6. -	「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針について」を通知 「香川県新世紀基本構想」策定	12. 6	「人権教育及び人権啓発に関する法律」公布
2001(平13)	3. -	社会同和教育ビデオ教材「子どもからのメッセージ」制作		
2002(平14)	3. - 4. 1 4. 1 6. 1	「香川県同和行政推進計画」策定 香川県教育委員会同和教育課、人権・同和教育課に改称 香川県教育委員会同和教育推進本部、人権・同和教育推進本部に改称 香川県人権・同和政策本部設置	3. 15 3. 31	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)終了
2003(平15)	3. 26 4. 16 5. 13 12. 15	「香川県人権教育基本方針」策定 香川県人権啓発展示室開設 香川県人権・同和教育研究協議会へと名称変更 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」策定	5. 30	「個人情報の保護に関する法律」公布
2004(平16)			6. -	「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」公表
2005(平17)			4. 1	「発達障害者支援法」施行

年代	香川の動き		全国の動き等	
	月日	主なできごと	月日	主なできごと
2006(平18)			1. -	「人権教育の指導方法等の在り方について [第二次とりまとめ]」公表
2008(平20)			3. - 6.27	「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」公表 拉致問題啓発アニメ「めぐみ」を各学校へ配布
2009(平21)			7.29	全国同和教育研究協議会(全同教)の名称から全国 人権教育研究協議会(全人教)へと変更
2012(平24)	4.24	「ありのままの姿を大切にできる教職員であるためにー 性同一性障害を正しく理解するー」配布		
2013(平25)	3. 5 12.24	学校向け指導資料「拉致問題の解決に向けて」通知・配布 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」一部改正		
2014(平26)	12. 6	第66回全国人権・同和教育研究大会香川県大会開催	6.13	「学校における性同一性障害に係る対応に関する状 況調査について」通知
2015(平27)			4.30	「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな 対応の実施等について」通知
2016(平28)			4. 1 4. 1 6. 3 8. 1 12.16	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法 律(障害者差別解消法)施行 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生 徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職 員向け)」通知 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に 向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解 消法)施行 「発達障害者支援法」改正 「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解 消推進法)施行
2017(平29)			2.14	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育 の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」施 行
2018(平30)	4. 1	「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる 社会づくり条例」施行		
2019(令元)	8.25 11.～	丸亀レインボーパレード*中四国初 夜間中学ニーズ調査	5.24 11.22	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する ための施策の推進に関する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に 関する法律」施行
2020(令2)	1. 1 1.13 3.～ 8.17 12.～	三豊市パートナーシップ宣誓制度開始*四国初 拉致問題を考える国民の集い in 香川 コロナ禍のため、学校行事・研修会等が中止や内容変更 「NO コロナハラスメント」啓発キャンペーン開始 人権に関する教職員意識調査実施*初めて実施	3.～ 5.～ 6.19	新型コロナウイルス感染症のため学校一斉休校 コロナ禍のため偏見・差別頻発 BLM(ブラック・ライヴズ・マター)運動が起こる 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」公表
2021(令3)	4. 1 10.	「香川県犯罪被害者等支援条例」施行 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」一部改正		
2022(令4)	4.～	三豊市に香川県初の夜間中学が開校(三豊市立高瀬中 学校夜間学級)	7. 7	侮辱罪の法定刑が、「1年以下の懲役もしくは禁錮も しくは30万円以下の罰金又は拘留もしくは科料」 に引き上げ
2023(令5)	4. 1 10. 1	県内すべての市町がパートナーシップ宣誓制度を導入 「香川県パートナーシップ制度」施行	4. 1 6.23	「こども基本法」施行 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様 性に関する国民の理解の増進に関する法律(理解増 進法)施行
2024(令6)	1.21	拉致問題を考える国民の集い in 香川	4. 1 4. 1	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 の一部を改正する法律(改正障害者差別解消法)施 行 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」 施行
2025(令7)	12.～	人権に関する教職員意識調査実施*2回目の実施	4. 1 6. 6	「特定電気通信による情報の流通によって発生する 権利侵害等への対処に関する法律(情報流通ブラッ トフォーム対処法)施行 「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」策定

※下線部分は、令和3年度配付版から追記・修正した内容です。